

編	節	項目（大）	項目（中）	項目（小）	見直し（案）	現 行	改正の概要
第9編	第1節	2 国の政策動向			このような中、地域に必要とされる外来医療機能を確保するため、平成30（2018）年の「医療法及び医師法の一部改正法」において、医療計画に新たに外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を記載することとされ、地域の外来医療の偏在・不足等への対応として、協議の場を設け、二次医療圏ごとに外来医療の提供体制に関する事項についての協議を行うことなどが定められました。 また、令和4（2022）年度からは、地域医療の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、各医療機関が外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告する仕組みとして「外来機能報告」が制度化され、医療資源を重点的に活用する外来の実施状況を確認することができるようになりました。この実施状況等をもとに、紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化することで、患者の流れが円滑になり、病院の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与することが期待されています。 <u>さらに、新たな地域医療構想において、将来的な需要減少を見据えつつ、入院医療との役割分担や必要な医療へのアクセス確保の観点から、かかりつけ医機能＊1を發揮できる体制整備に向けた協議が求められています。</u>	このような中、地域に必要とされる外来医療機能を確保するため、平成30（2018）年の「医療法及び医師法の一部改正法」において、医療計画に新たに外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を記載することとされ、地域の外来医療の偏在・不足等への対応として、協議の場を設け、二次医療圏ごとに外来医療の提供体制に関する事項についての協議を行うことなどが定められました。 また、令和4（2022）年度からは、地域医療の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、各医療機関が外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告する仕組みとして「外来機能報告」が制度化され、医療資源を重点的に活用する外来の実施状況を確認することができるようになりました。この実施状況等をもとに、紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化することで、患者の流れが円滑になり、病院の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与することが期待されています。	国の制度改正・基本指針等への対応
第9編	第1節				<u>＊1 かかりつけ医機能とは、慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する者を地域で支えるために確保すべき機能のことをいいます。</u>	（新設）	国の制度改正・基本指針等への対応
第9編	第1節	4 区域の設定と協議の場の設置			医療法第30条の18の5の規定に基づき、外来医療に係る医療提供体制の確保に向けて、二次医療圏その他の当該都道府県知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設けることとされています。 宮城県では、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する取組を推進するための区域として、他編との整合を図り、現在の二次医療圏の圏域と同様に設定します。 また、協議の場として、二次医療圏ごとに設置している宮城県地域医療構想調整会議を活用するほか、かかりつけ医機能の確保等に関する協議については、協議の場を保健所・支所単位で設置しています。	医療法第30条の18の4の規定に基づき、外来医療に係る医療提供体制の確保に向けて、二次医療圏その他の当該都道府県知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設けることとされています。 宮城県では、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する取組を推進するための区域として、他編との整合を図り、現在の二次医療圏の圏域と同様に設定します。 また、協議の場として、二次医療圏ごとに設置している宮城県地域医療構想調整会議を活用することとします。	国の制度改正・基本指針等への対応
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏	① 全般	● 人口当たりの一般診療所数、 <u>一般診療所の外来患者数、病院及び一般診療所の外来患者数、一般診療所1施設当たりの外来患者数が、いずれも</u> 県内で最も少ない地域となっています。	● 人口当たりの一般診療所数は、県内で最も少ない地域となっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏	① 全般	<u>（削除）</u>	● 人口当たりの一般診療所の外来患者数が最も少なくなっていますが、病院及び一般診療所の外来患者数は県内で最も多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏	① 全般	● 全診療所医師数で見た通院外来患者数は、県内で2番目に少ない 地域 となっています。	● 全診療所医師数で見た通院外来患者数は、県内の医療圏の中で2番目に少なくなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏	② 初期救急医療	● 仙南夜間初期急患センター及び郡市医師会による休日当番医が担っており、人口当たりの休日当番医制に参加する医療機関数は、県内で2番目に 多い地域 となっています。	● 仙南夜間初期急患センター及び郡市医師会による休日当番医が担っており、人口当たりの休日当番医制に参加する医療機関数は、県内の医療圏の中で2番目に多くなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏	② 初期救急医療	● 時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数は、県内で 2番目に少ない地域 となっています。	● 時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数は、県内の医療圏の中で最も少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏	③ 在宅医療	● 人口当たりの在宅療養支援病院数、訪問診療数、一般診療所における住診患者数、 <u>訪問看護ステーション数、ターミナルケアを実施する施設数が、いずれも</u> 県内で最も少ない 地域 となっています。	● 人口当たりの在宅療養支援病院数、在宅療養支援診療所数が県内で最も少なく、訪問診療数、一般診療所における住診患者数も同様に最も少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏	③ 在宅医療	<u>（削除）</u>	● 人口当たりの訪問看護ステーション数、ターミナルケアを実施する施設数も県内で最も少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏		【図表9－2－1】仙南医療圏における外来医療機能の提供状況	【図表9－2－1】仙南医療圏における外来医療機能の提供状況	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（1）仙南医療圏	出典	a、b：「令和5年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医療に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・令和6年4月から令和7年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和8年9月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和7年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供） ※ a、b、e、g～lのグラフは人口10万対で示しています。 ※ 人口10万対の算出には、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年～令和8年）」（総務省）を用いています。	a、b：「令和2年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医師偏在指標に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・平成31年4月から令和2年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和4年11月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和4年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供） ※ a、b、e、g～lのグラフは人口10万対で示しています。 ※ 人口10万対の算出には、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年～令和5年）」（総務省）を用いています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏	① 全般	● 人口当たりの一般診療所数、 <u>外来患者数は、ともに</u> 県内で最も多い 地域 となっています。	● 人口当たりの一般診療所数が県内で最も多い地域です。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏	① 全般	● 全診療所医師数で見た通院外来患者数は、県内で最も少ない 地域 となっています。	● 全診療所医師数で見た通院外来患者数は、県内で最も少なくなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏	② 初期救急医療	● 人口当たりの休日当番医制に参加する医療機関数は、 <u>県内</u> で最も少ない 地域 となっています。	● 人口当たりの休日当番医制に参加する医療機関数は、他の医療圏と比べると最も少なくなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏	② 初期救急医療	● 時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数は、県内で 最も多い地域 となっています。	● 時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数は、県内の医療圏の中で2番目に多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏	③ 在宅医療	● 人口当たりの 在宅療養支援病院数 、訪問診療数、 <u>一般診療所における住診患者数が、いずれも</u> 県内で2番目に 多い地域 となっています。	● 人口当たりの訪問診療数は県内の医療圏の中で2番目に少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏	③ 在宅医療	● 人口当たりの 訪問看護ステーション数、ターミナルケアを実施する施設数が、 県内で最も多い 地域 となっています。	● 人口当たりの一般診療所における住診患者数は県内で最も多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏	③ 在宅医療	● 人口当たりの 看取り 数は、 <u>県内</u> で 2番目に少ない地域 となっています。	● 人口当たりの訪問看護ステーション数、ターミナルケアを実施する施設数は県内で最も多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏		以上の分析結果等から、仙台医療圏においては、他の医療圏等と比較して初期救急医療、在宅医療（ 看取り ）が特に不足する外来医療機能として挙げられます。	以上の分析結果等から、仙台医療圏においては、他の医療圏等と比較して初期救急医療、在宅医療（訪問診療）が特に不足する外来医療機能として挙げられます。	統計データ・時点の更新

編	節	項目（大）	項目（中）	項目（小）	見直し（案）	現 行	改正の概要
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏		【図表9－2－2】仙台医療圏における外来医療機能の提供状況	【図表9－2－2】仙台医療圏における外来医療機能の提供状況	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（2）仙台医療圏	出典	a、b：「令和5年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医療に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・令和6年4月から令和7年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和8年9月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和7年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供） ※ a、b、e、g～lのグラフは人口10万対で示しています。 ※ 人口10万対の算出には、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年～令和8年）」（総務省）を用いています。	a、b：「令和2年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医師偏在指標に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・平成31年4月から令和2年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和4年11月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和4年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供） ※ a、b、e、g～lのグラフは人口10万対で示しています。 ※ 人口10万対の算出には、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年～令和5年）」（総務省）を用いています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（3）大崎・栗原医療圏	① 全般	● 一般診療所1施設当たりの外来患者数、全診療所医師数で見た通院外来患者数は、ともに県内で2番目に多い地域となっています。	● 一般診療所1施設当たりの外来患者数、全診療所医師数で見た通院外来患者数は、ともに県内で最も多い地域となっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（3）大崎・栗原医療圏	② 初期救急医療	● 人口当たりの休日当番医制に参加する医療機関数は、県内で最も多い地域となっています。	● 人口当たりの休日当番医制に参加する医療機関数は、県内の医療圏の中で最も多くなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（3）大崎・栗原医療圏	② 初期救急医療	● 時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数は、県内で最も少ない地域となっています。	● 時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数は、県内の医療圏で2番目に少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（3）大崎・栗原医療圏	③ 在宅医療	● 人口当たりの在宅療養支援病院数、在宅療養支援診療所数、訪問診療数、一般診療所における住診患者数、看取り数が、いずれも県内で最も多い地域となっています。	● 訪問診療数及び一般診療所における住診患者数、ターミナルケアを実施する施設数は、県内の医療圏で2番目に多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（3）大崎・栗原医療圏	③ 在宅医療	● 訪問看護ステーション数、ターミナルケアを実施する施設数は、ともに県内で2番目に多い地域となっています。	● 訪問看護ステーション数は県内の医療圏で2番目に少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（3）大崎・栗原医療圏		以上の分析結果等から、大崎・栗原医療圏においては、他の医療圏等と比較して初期救急医療が特に不足する外来医療機能として挙げられます。	以上の分析結果等から、大崎・栗原医療圏においては、他の医療圏等と比較して初期救急医療、在宅医療（訪問看護）が特に不足する外来医療機能として挙げられます。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（3）大崎・栗原医療圏		【図表9－2－3】大崎・栗原医療圏における外来医療機能の提供状況	【図表9－2－3】大崎・栗原医療圏における外来医療機能の提供状況	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（3）大崎・栗原医療圏	出典	a、b：「令和5年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医療に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・令和6年4月から令和7年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和8年9月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和7年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供） ※ a、b、e、g～lのグラフは人口10万対で示しています。 ※ 人口10万対の算出には、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年～令和8年）」（総務省）を用いています。	a、b：「令和2年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医師偏在指標に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・平成31年4月から令和2年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和4年11月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和4年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供） ※ a、b、e、g～lのグラフは人口10万対で示しています。 ※ 人口10万対の算出には、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年～令和5年）」（総務省）を用いています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（4）石巻・登米・気仙沼医療圏	① 全般	● 一般診療所1施設当たりの外来患者数、全診療所医師数で見た通院外来患者数は、ともに県内で最も多い地域となっています。	● 一般診療所1施設当たりの外来患者数、全診療所医師数で見た通院外来患者数は、ともに県内で2番目に多い地域となっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（4）石巻・登米・気仙沼医療圏	② 初期救急医療	● 人口当たりの休日当番医制に参加する医療機関数は、県内で2番目に少ない地域となっています。	● 人口当たりの休日当番医制に参加する医療機関数は、県内の医療圏で2番目に少なくなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（4）石巻・登米・気仙沼医療圏	② 初期救急医療	● 時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数は、県内で2番目に多い地域となっています。	● 時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数は、県内の医療圏で最も多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（4）石巻・登米・気仙沼医療圏	③ 在宅医療	● 在宅療養支援診療所数、看取り数は、ともに県内で最も少ない地域となっています。	● 訪問診療数が県内で最も多く、訪問看護ステーション数は県内で2番目に多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（4）石巻・登米・気仙沼医療圏	③ 在宅医療	● 人口当たりの訪問診療数、一般診療所における住診患者数、訪問看護ステーション数、ターミナルケアを実施する施設数が、いずれも県内で2番目に少ない地域となっています。	● 一般診療所における住診患者数、ターミナルケアを実施する施設数は県内で2番目に少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（4）石巻・登米・気仙沼医療圏		以上の分析結果等から、石巻・登米・気仙沼医療圏においては、他の医療圏等と比較して初期救急医療、在宅医療（訪問診療、住診、訪問看護、看取り、ターミナルケア）が特に不足する外来医療機能として挙げられます。	以上の分析結果等から、石巻・登米・気仙沼医療圏においては、他の医療圏等と比較して初期救急医療、在宅医療（住診、ターミナルケア）が特に不足する外来医療機能として挙げられます。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（4）石巻・登米・気仙沼医療圏		【図表9－2－4】石巻・登米・気仙沼医療圏における外来医療機能の提供状況	【図表9－2－4】石巻・登米・気仙沼医療圏における外来医療機能の提供状況	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能	（4）石巻・登米・気仙沼医療圏	出典	a、b：「令和5年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医療に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・令和6年4月から令和7年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和8年9月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和7年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供） ※ a、b、e、g～lのグラフは人口10万対で示しています。 ※ 人口10万対の算出には、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年～令和8年）」（総務省）を用いています。	a、b：「令和2年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医師偏在指標に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・平成31年4月から令和2年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和4年11月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和4年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供） ※ a、b、e、g～lのグラフは人口10万対で示しています。 ※ 人口10万対の算出には、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年～令和5年）」（総務省）を用いています。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能			【図表9－2－5】外来医療機能の提供状況（実数）	【図表9－2－5】外来医療機能の提供状況（実数）	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能		出典	a、b：「令和5年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医療に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・令和6年4月から令和7年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和8年9月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和7年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供）	a、b：「令和2年医療施設（静態・動態）調査 確定数 二次医療圏・市区町村編」（厚生労働省） c：a、bを基に県保健福祉部で算出 d、f：「外来医師偏在指標に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供・平成31年4月から令和2年3月までの診療分データ）から算出（月平均） e：「本県の救急医療体制（令和5年10月）」（県保健福祉部） g：「施設基準の届出受理状況（全体）（令和4年11月1日現在）」（各地方厚生局） h～l：「令和4年度版医療計画作成支援データブック」（厚生労働省提供）	統計データ・時点の更新

編	節	項目（大）	項目（中）	項目（小）	見直し（案）	現行	改正の概要
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能			【図表9－2－6】外来医療機能の提供状況（人口10万対）	【図表9－2－6】外来医療機能の提供状況（人口10万対）	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	1 不足する外来医療機能		出典	※ 【図表9－2－5】の各数値を「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年～令和8年）」（総務省）を用いて人口10万対に置き換えています。「－」については、人口10万対の数値を算出していません。	※ 【図表9－2－5】の各数値を「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年～令和5年）」（総務省）を用いて人口10万対に置き換えています。「－」については、人口10万対の数値を算出していません。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	2 外来医療提供体制の確保に向けた対応	（1）外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定		外来医師偏在指標は、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等を客観的に把握するため、人口10万対当たりの診療所医師数を指標化したものです。医療ニーズや人口構成とその変化などの要素を勘案して厚生労働省において算定しています。 全国の330二次医療圏のうち、外来医師偏在指標が上位33、3％に該当する二次医療圏が外来医師多数区域に位置付けられます。 宮城県における二次医療圏ごとの外来医師偏在指標は下表のとおりであり、仙台医療圏が全国71位で上位32、2％に該当することから、外来医師多数区域となります。	外来医師偏在指標は、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等を客観的に把握するため、人口10万対当たりの診療所医師数を指標化したものです。医療ニーズや人口構成とその変化などの要素を勘案して厚生労働省において算定しています。 全国の330二次医療圏のうち、外来医師偏在指標が上位33、3％に該当する二次医療圏が外来医師多数区域に位置付けられます。 宮城県における二次医療圏ごとの外来医師偏在指標は下表のとおりであり、仙台医療圏が全国89位で上位32、2％に該当することから、外来医師多数区域となります。	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	2 外来医療提供体制の確保に向けた対応	（1）外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定		【図表9－2－7】二次医療圏ごとの外来医師偏在指標	【図表9－2－7】二次医療圏ごとの外来医師偏在指標	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	2 外来医療提供体制の確保に向けた対応	（1）外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定	出典	「外来医師偏在指標関連データ」（厚生労働省提供）	「外来医師偏在指標に係るデータ集」（厚生労働省提供）	統計データ・時点の更新
第9編	第2節	2 外来医療提供体制の確保に向けた対応	（2）新規開業者等への情報提供及び協力要請		本編では、二次医療圏ごとに不足する外来医療機能や、外来医師偏在指標のほか、厚生労働省から提供された情報等を用いて、外来医療機能の地域偏在状況を可視化しています。 その上で、外来医師多数区域における医療機関の新規開業者等に対して、これらの情報の周知を図り、当該地域で不足する外来医療機能を担うよう協力を求めています。 なお、新規開業者等が不足する外来医療機能を担うことができない場合は、必要に応じて、その理由等の確認を行い、宮城県地域医療構想調整会議や、 <u>かかりつけ医療機能の確保等に関する協議の場</u> を活用して、当該区域で不足する外来医療機能の充実について検討していきます。	本編では、二次医療圏ごとに不足する外来医療機能や、外来医師偏在指標のほか、厚生労働省から提供された情報等を用いて、外来医療機能の地域偏在状況を可視化しています。 その上で、外来医師多数区域における医療機関の新規開業者等に対して、これらの情報の周知を図り、当該地域で不足する外来医療機能を担うよう協力を求めています。 なお、新規開業者等が不足する外来医療機能を担うことができない場合は、必要に応じて、その理由等の確認を行い、宮城県地域医療構想調整会議を活用して、当該区域で不足する外来医療機能の充実について検討していきます。	国の制度改正・基本指針等への対応
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（1）CT		● 調整人口当たりCT台数は、宮城県全体では全国値に比べて僅かに少なくなっています。	● 調整人口当たりCT台数は、宮城県全体では全国平均に比べて僅かに少なくなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（1）CT		● 仙南医療圏における調整人口当たりCT台数は、 <u>県全体より僅かに</u> 少なくなっています。病院の1台当たり稼働件数は、 <u>全国値、県全体</u> より少なくなっている一方、診療所の1台当たり稼働件数は、 <u>全国値、県全体</u> より多くなっています。	● 仙南医療圏における調整人口当たりCT台数は県内で最も少なくなっています。病院の1台当たり稼働件数は全国平均より少なくなっている一方、診療所の1台当たり稼働件数は県平均より多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（1）CT		● 仙台医療圏における調整人口当たりCT台数は、 <u>県全体より僅かに</u> 少なくなっています。 <u>一方で、病院、診療所ともにCT</u> 1台当たり稼働件数は、 <u>全国値、県全体</u> より多くなっています。	● 仙台医療圏における調整人口当たりCT台数は県平均より僅かに少なくなっています。病院の1台当たり稼働件数は全国平均より多いほか、診療所の稼働件数は県平均よりも多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（1）CT		● 大崎・栗原医療圏における調整人口当たりCT台数は、県内で最も多く、全国値よりも多くなっています。一方で、病院、診療所ともに <u>CT</u> 1台当たり稼働件数は、 <u>全国値、県全体</u> より少なくなっています。	● 大崎・栗原医療圏における調整人口当たりCT台数は県内で最も多く、全国平均よりも多くなっています。一方で、病院、診療所ともに1台当たり稼働件数は、県平均より少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（1）CT		● 石巻・登米・気仙沼医療圏における調整人口当たりCT台数は、 <u>全国値より少ない一方、県全体</u> より多くなっています。病院の1台当たり <u>CT</u> 稼働件数は、 <u>全国値より僅かに少なく、県全体より多い</u> 一方、診療所の <u>CT</u> 1台当たり稼働件数は、 <u>全国値、県全体より少なく</u> なっています。	● 石巻・登米・気仙沼医療圏における調整人口当たりCT台数は県平均よりも多く、全国平均とほぼ同水準となっています。病院の1台当たり稼働件数は全国平均よりも少ない一方、診療所の1台当たり稼働件数は県の平均水準となっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（1）CT		【図表9－3－1】医療機器の状況（CT）	【図表9－3－1】医療機器の状況（CT）	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（1）CT		※ 医療施設調査（令和5年）病院票及び一般診療所票の「マルチスライスCT」、「その他のCT」の合計装置台数	※ 医療施設調査（2020年）病院票及び一般診療所票の「マルチスライスCT」、「その他のCT」の合計装置台数	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（1）CT		<u>（削除）</u>	※ 稼働状況の表記における「＊」はデータ秘匿を示しています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（2）MRI		● 調整人口当たりのMRI台数は、宮城県全体では全国値に比べて僅かに <u>少なく</u> なっています。	● 調整人口当たりのMRI台数は、宮城県全体では全国平均と同程度になっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（2）MRI		● 仙南医療圏における調整人口当たり <u>MRI</u> 台数は、県内で最も少なくなっています。診療所にはMRIが設置されておらず、全て病院での稼働となっています。病院のMRI1台当たり稼働件数は全国値に比べて少なくなっています。	● 仙南医療圏における調整人口当たり台数は、県内で最も少なくなっています。診療所にはMRIが設置されておらず、全て病院での稼働となっています。病院におけるMRI1台当たり稼働件数は全国平均に比べて少なくなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（2）MRI		● 仙台医療圏における調整人口当たり <u>MRI</u> 台数は、県内で最も多く、全国値よりも多くなっています。病院、 <u>診療所のMRI1台当たり</u> 稼働件数は、 <u>ともに県内で最も多く、全国値</u> より多くなっています。	● 仙台医療圏における調整人口当たり台数は、県内で最も多く、全国平均よりも多くなっています。病院における稼働件数は全国平均よりも多く、診療所における稼働件数は県内で最も多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（2）MRI		● 大崎・栗原医療圏における調整人口当たり <u>MRI</u> 台数は、 <u>県全体に比べて僅かに少なく</u> なっています。病院、 <u>診療所のMRI1台当たり</u> 稼働件数は、 <u>ともに全国値、県全体</u> より少なくなっています。	● 大崎・栗原医療圏における調整人口当たり台数は、県平均とほぼ同水準となっています。病院のMRI1台当たり稼働件数は全国平均より少なく、診療所の稼働件数についても県内の他の医療圏に比べて少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（2）MRI		● 石巻・登米・気仙沼医療圏における調整人口当たり <u>MRI</u> 台数は、 <u>県全体に比べて僅かに</u> 少なくなっています。病院、 <u>診療所のMRI1台当たり</u> 稼働件数は、 <u>ともに全国値</u> より少なくなっている一方、県内で2番目に多くなっています。	● 石巻・登米・気仙沼医療圏における調整人口当たり台数は、全国平均及び県平均より少なくなっています。病院のMRI1台当たり稼働件数は全国平均より少なくなっている一方、診療所の稼働件数は県内で2番目に多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（2）MRI		【図表9－3－2】医療機器の状況（MRI）	【図表9－3－2】医療機器の状況（MRI）	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（2）MRI		※ 医療施設調査（令和5年）病院票及び一般診療所票の「3、0テスラ以上」、「1、5テスラ以上3、0テスラ未満」、「1、5テスラ未満」の合計装置台数	※ 医療施設調査（2020年）病院票及び一般診療所票の「3、0テスラ以上」、「1、5テスラ以上3、0テスラ未満」、「1、5テスラ未満」の合計装置台数	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（2）MRI		※ 稼働状況の表記における「Q」は台数が <u>あっても検査件数無いこと</u> を示しています。	※ 稼働状況の表記における「－」は台数が無い場合、「＊」はデータ秘匿を示しています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（3）PET		● 調整人口当たりPET台数は、宮城県全体では全国値より僅かに <u>多</u> くなっています。	● 調整人口当たりPET台数は、宮城県全体では全国平均より僅かに少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（3）PET		● 仙南医療圏、石巻・登米・気仙沼医療圏では、PETが設置されていないため、当該医療圏でPETが必要な患者は、他の医療圏での受診が必要となっています。	● 仙南医療圏及び石巻・登米・気仙沼医療圏ではPETが設置されていないため、当該医療圏でPETが必要な患者は他の医療圏での受診が必要となっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（3）PET		【図表9－3－3】医療機器の状況（PET）	【図表9－3－3】医療機器の状況（PET）	統計データ・時点の更新

編	節	項目（大）	項目（中）	項目（小）	見直し（案）	現 行	改正の概要
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（3）PET		※ 医療施設調査（ 令和5年 ）病院票及び一般診療所票の「PET」、「PETCT」の合計装置台数	※ 医療施設調査（2020年）病院票及び一般診療所票の「PET」、「PETCT」の合計装置台数	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（3）PET		※ 稼働状況の表記における「－」は台数が無い場合、「 ○ 」は 台数があっても検査件数が無いこと を示しています。	※ 稼働状況の表記における「－」は台数が無い場合、「＊」はデータ秘匿を示しています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（4）放射線治療（体外照射）		● 調整人口当たり放射線治療（体外照射）台数は、宮城県全体では全国 値と同程度 になっています。	● 調整人口当たり放射線治療（体外照射）台数は、宮城県全体では全国平均より僅かに多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（4）放射線治療（体外照射）		● 医療圏別の調整人口当たり放射線治療（体外照射）台数は、大崎・栗原医療圏は、全国 値 よりも多く、 仙台医療圏は、全国値と同程度 、仙南医療圏、石巻・登米・気仙沼医療圏は、 全国値 よりも少なくなっています。	● 医療圏別の調整人口当たり放射線治療（体外照射）台数については、仙台医療圏、大崎・栗原医療圏で全国平均よりも多く、仙南医療圏、石巻・登米・気仙沼医療圏は全国平均よりも少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（4）放射線治療（体外照射）		● 仙南医療圏、 石巻・登米・気仙沼 医療圏の放射線治療（体外照射）は、 ともに 病院のみ設置されていますが、 放射線治療（体外照射） 1台当たり稼働件数は全国 値 より 多 くなっています。	● 仙南医療圏と大崎・栗原医療圏の放射線治療（体外照射）は、いずれも病院のみに設置されていますが、1台当たりの稼働件数は全国平均より少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（4）放射線治療（体外照射）		● 仙台医療圏は、県内では唯一、診療所においても放射線治療（体外照射）が設置されています。病院の 放射線治療（体外照射） 1台当たり稼働件数は、全国 値 より多くなっていますが、 診療所の放射線治療（体外照射）1台当たり稼働件数は、全国値より少なくなっています。	● 仙台医療圏は県内では唯一、診療所においても放射線治療（体外照射）が設置されています。病院及び診療所における1台当たり稼働件数は全国平均より多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（4）放射線治療（体外照射）		● 大崎・栗原 医療圏の 放射線治療（体外照射） は、病院のみ設置 されて いますが、 放射線治療（体外照射） 1台当たり稼働件数は、 全国値 より 少 なくなっています。	● 石巻・登米・気仙沼医療圏は病院のみの設置となっていますが、1台当たりの稼働件数は全国平均より多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（4）放射線治療（体外照射）		【図表9－3－4】医療機器の状況（放射線治療（体外照射））	【図表9－3－4】医療機器の状況（放射線治療（体外照射））	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（4）放射線治療（体外照射）		※ 医療施設調査（ 令和5年 ）病院票の「リニアック・マイクロトロン」、「ガンマナイフ・サイバーナイフ」の合計装置台数及び医療施設調査（ 令和5年 ）一般診療所票の「ガンマナイフ・サイバーナイフ」の都道府県別の装置台数	※ 医療施設調査（2020年）病院票の「リニアック・マイクロトロン」、「ガンマナイフ・サイバーナイフ」の合計装置台数及び医療施設調査（2020年）一般診療所票の「ガンマナイフ・サイバーナイフ」の都道府県別の装置台数を参考に、令和元年度NDBデータの年間算定回数から「リニアック・マイクロトロン」、「ガンマナイフ・サイバーナイフ」の合計台数を推計	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（4）放射線治療（体外照射）		※ 稼働状況の表記における「－」は台数が無い こと を示しています。	※ 稼働状況の表記における「－」は台数が無い場合、「＊」はデータ秘匿を示しています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（5）マンモグラフィ		● 調整人口当たりマンモグラフィ台数は、宮城県全体では全国 値 に比べて僅かに 少なくなっています。	● 調整人口当たりマンモグラフィ台数は、宮城県全体では全国平均に比べて僅かに少ない状況です。	字句の修正・表現の整理
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（5）マンモグラフィ		● 仙南医療圏における調整人口当たりマンモグラフィ台数は、全国 値 より少なく、病院のみに設置されています。 マンモグラフィ 1台当たり稼働件数は、 県内で最も 少なくなっています。	● 仙南医療圏における調整人口当たりマンモグラフィ台数は、全国平均より少なく、病院のみに設置されています。1台当たり稼働件数は県内で最も少なくなっています。	字句の修正・表現の整理
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（5）マンモグラフィ		● 仙台医療圏における調整人口当たりマンモグラフィ台数は、全国 値 より少なくなっています。一方で、診療所の マンモグラフィ 1台当たり稼働件数は、 県内で最も 多くなっています。	● 仙台医療圏における調整人口当たりマンモグラフィ台数は、全国平均より少なくなっています。一方で、病院、診療所ともに1台当たり稼働件数は県内で多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（5）マンモグラフィ		● 大崎・栗原医療圏における調整人口当たりマンモグラフィ台数は、全国 値 より僅かに 少 なくなっています。設置は病院のみであり、 マンモグラフィ 1台当たり稼働件数は、 県内で2番目 に少なくなっています。	● 大崎・栗原医療圏における調整人口当たりマンモグラフィ台数は、全国平均より僅かに多くなっています。設置は病院のみであり、1台当たり稼働件数は県内で2番目に少なくなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（5）マンモグラフィ		● 石巻・登米・気仙沼医療圏における調整人口当たりマンモグラフィ台数は、県内で 2番目 に少なくなっています。病院、診療所ともに設置されていますが、多くは病院で稼働しており、病院の マンモグラフィ 1台当たり稼働件数は、 県内で最も 多くなっています。	● 石巻・登米・気仙沼医療圏における調整人口当たりマンモグラフィ台数は、県内で最も少なくなっています。病院、診療所ともに設置されていますが、多くは病院で稼働しており、病院の1台当たり稼働件数は県内で最も多くなっています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（5）マンモグラフィ		【図表9－3－5】医療機器の状況（マンモグラフィ）	【図表9－3－5】医療機器の状況（マンモグラフィ）	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（5）マンモグラフィ		※ 医療施設調査（ 令和5年 ）病院票及び一般診療所票の「マンモグラフィ」の装置台数	※ 医療施設調査（2020年）病院票及び一般診療所票の「マンモグラフィ」の装置台数	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化	（5）マンモグラフィ		※ 稼働状況の表記における「 ＝ 」は台数がが無い場合、「 ○ 」は 台数があっても検査件数が無いこと を示しています。	※ 稼働状況の表記における「○」は台数があっても検査件数が無い場合、「＊」はデータ秘匿を示しています。	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化			【図表9－3－6】医療機器の保有状況	【図表9－3－6】医療機器の保有状況	統計データ・時点の更新
第9編	第3節	1 医療機器の可視化			出典：「保険医療機関・保険薬局の指定一覧（令和 8年9月 1日時点）」（東北厚生局） 「医療機器の調整人口あたり台数に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供）	出典：「保険医療機関・保険薬局の指定一覧（令和4年11月1日時点）」（東北厚生局） 「医療機器の調整人口あたり台数に係るデータ集・グラフ」（厚生労働省提供）	統計データ・時点の更新
第9編	第4節	2 紹介受診重点医療機関			宮城県では、令和 7 年度外来機能報告を踏まえ、宮城県地域医療構想調整会議における協議・確認を経て、次の医療機関を紹介受診重点医療機関として公表しました。 今後も同会議において継続的に協議・検討を行い、更新していくことを予定しています。	宮城県では、令和4年度外来機能報告を踏まえ、宮城県地域医療構想調整会議における協議・確認を経て、次の医療機関を紹介受診重点医療機関として公表しました。 今後も同会議において継続的に協議・検討を行い、更新していくことを予定しています。	統計データ・時点の更新
第9編	第4節	2 紹介受診重点医療機関			【図表9－4－1】紹介受診重点医療機関	【図表9－4－1】紹介受診重点医療機関	統計データ・時点の更新
第9編	第4節	2 紹介受診重点医療機関			出典：「紹介受診重点医療機関リスト（令和 8年4月 1日公表）」（県保健福祉部） 「届出受理医療機関名簿（令和 8年9月 1日現在）」（東北厚生局）	出典：「紹介受診重点医療機関リスト（令和5年8月1日公表）」（県保健福祉部） 「届出受理医療機関名簿（令和5年8月1日現在）」（東北厚生局）	統計データ・時点の更新
第9編	第4節	3 紹介受診重点外来の実施状況			紹介受診重点医療機関に係る重点外来の実施状況及び紹介・逆紹介に関する取組状況は下表のとおりです。 なお、 一部の医療機関は、紹介受診重点医療機関となる重点外来の基準を満たしていませんが、宮城県地域医療構想調整会議で協議の上、紹介受診重点医療機関に選定しています。	紹介受診重点医療機関に係る重点外来の実施状況及び紹介・逆紹介に関する取組状況は下表のとおりです。 なお、いずれの医療機関も紹介受診重点医療機関となる重点外来の基準に適合しています。	統計データ・時点の更新
第9編	第4節	3 紹介受診重点外来の実施状況			【図表9－4－2】紹介受診重点医療機関の各種指標	【図表9－4－2】紹介受診重点医療機関の各種指標	統計データ・時点の更新
第9編	第4節	3 紹介受診重点外来の実施状況			出典：「令和 7 年度外来機能報告」（厚生労働省提供）	出典：「令和4年度外来機能報告」（厚生労働省提供）	統計データ・時点の更新
第9編	第4節	3 紹介受診重点外来の実施状況			（削除）	※ 「－」については、報告がなかったことを表しています。外来機能報告では、事務負担を考慮して、紹介・逆紹介の状況等の報告は任意項目となっています。	統計データ・時点の更新